平成29年度の業務執行体制にかかる職員の勤務労働条件について(交渉議事録)

日 時 平成29年3月29日(水)17時45分から18時15分

場 所 西区役所 502 会議室

出席者 市職 支部長

西区 総務課長・総務課担当係長

交涉議事録

(組合①)

支部は、10月28日、所属に対し、「2017年度の適正な業務執行体制の確保」についての申し入れを行い、業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件の変更については交渉事項であるので、誠意を持って対応するよう求めるとともに、これまでの経過を踏まえた市民サービスや「仕事と人」の関係に基づいた次年度要員の確保についての考え方を明らかにするよう求めてきたところである。以降、事務折衝等を通じて、協議を行ってきたところであるが、そうしたことを踏まえ、本日については、次年度の適正な業務執行体制の確保にかかわる所属の回答を求める。

(所属①)

平成 29 年度の適正な業務執行体制の確保にかかる課題については、10 月 28 日に申入れをお受けして以降、事務折衝等において協議を行ってきたところである。

業務執行体制の構築にかかる課題はこれまでにも増して一層深刻な状況のもと、組織全体として 業務執行の一層の効率化が欠かせないことから、所属として、これまで以上に、事務の簡素化によ る見直し・再任用化等の多様な手法の活用を徹底することにより、真に必要な市民サービスの低下 をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えている。

ついては、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであるが、それに伴う職員の勤務労働条件の変更について、所属の考え方を申し上げるので、何卒よろしくお願いいたしたい。

まず、平成29年度の事務事業の執行体制について、事務の見直し等により、職員の労働荷重や 市民サービスの低下に繋がらないよう責任を持って対処してまいりたい。また、職員の勤務労働条 件に変更が生じる場合には、交渉事項として誠意をもって対応してまいりたい。

恒常的な繁忙状況が生じている部門については、事務改善や業務執行の工夫等により、職員の労働荷重に繋がらないよう、引き続き縮減に向けた取組を行ってまいりたい。

次に、法令などにより要員の基準が定められている職場については、関係局との調整を行ってまいりたい。

一般事務・技術職以外の免許職員等についても、関係局との調整のうえ、業務執行に支障のないよう対応してまいりたい。

「任期付職員」の任用については、所属単独での対応は困難であるが、勤務労働条件に影響がある場合は、誠意を持って対応してまいりたい。

「大規模災害」にかかる行政対応ついては、関係局等とも連携を図りながら、必要な対応・対策 を十分に検討してまいりたい。

事務事業の廃止・縮小や「事業の統合」「委託化」を行う場合は、多様な市民ニーズを的確に把握し、市民サービスの低下をきたさないよう、十分に検討してまいりたい。なお、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合には、交渉事項として誠意をもって協議してまいりたい。

以上、所属としての考え方を申し上げたが、当区における平成29年度の業務執行体制にかかわっては、厳しい要員状況のもと、スリムで効率的な業務執行体制をめざし、事務の簡素・効率化による見直しを行うことなどにより、職員の勤務労働条件を確保できる業務執行体制の構築を行ってまいるので、よろしくお願いしたい。

(組合②)

今、所属から、来年度に向けた「業務執行体制の確保」に向けた考え方が示されたが、それを踏まえて何点か指摘しておきたい。

この間衆議院議員の解散の有無が取りざたされている。この間の要員減で区役所職員のみでは対応不可能になり局職員の応援を頂いて、何とか選挙執行体制が構築できている。特に選挙に関わっては選挙事務の経験からなる正確さが必要とされるが、そういった経験のある職員が減少しているのが現状である。今後、責任ある選挙執行体制が構築できるのか疑問が残るが、選挙執行体制構築に係る所属としての考え方を示されたい。また、昨年の参議院選挙では投票日前の6日間について期日前投票の一時間半の延長が実施された。その検証を受け次回の選挙では、開始の30分の繰り上げは見送られたものの終了の1時間繰り下げが予定されている。時間延長については組合員の勤務労働条件に密接にかかわるものであり所属の責任ある対応を求めるものである。

市民局所管の人件費(非常勤嘱託職員にかかる物件費も含む)の区への移管については 2017 年度から実施されることになった。予算編成や決算など現場の事務作業に大きく影響を及ぼすものであり所属の責任ある対応を求めておきたい。

大規模災害時における職員派遣にかかわっては、昨年の熊本地震において「大都市災害時相互応援協定」にもとづき当区からも4名の現地派遣が行われてきた。今後の大規模災害発生時においては派遣職員の勤務労働条件はもとより、出身現場の業務執行体制の確保に所属としての責任ある対応を求めるものである。

区独自事業に関わってであるが、明らかに当該部署が長時間労働となっており、オーバーワークになっていないか危惧をしている。適切な仕事と人の関係整理の上、業務が遂行されるよう所属の 責任ある対応を求めておく。

待機児童解消に向けた新たな対策について、昨年末の市長の表明以降、「区役所庁舎内での保育施設の設置」や「区内の市有財産の優先活用」に向けた調査・検証が進められている。これらについては、庁舎管理上の問題や職場環境の変化、それらに伴う区役所職員の勤務労働条件の変更など、

現場に大きな影響を及ぼすものであることから所属の丁寧かつ責任ある対応を求めておく。

福祉五法現場においては、以前は「暫定的配置基準」にもとづく業務量の積み上げのもと業務執行体制の構築を図ってきた経過がある。しかしながら、近年は区長のマネジメントの一部となり、本来あるべき「仕事と人の関係」にたった検証がされているとは言い難い状況となっている。一方、虐待防止・DV関連業務についての行政へのニーズは年々増加しており、さらに近年の高齢者や障がい者の権利擁護意識の高まりから成年後見制度の市長申し立てにかかわる業務へのニーズも増加している。このように、福祉五法現場では、行政ニーズの増加や度重なる法律や制度改正が行われるなか、現場の労働時間も長時間となっており、現在の人員では対応が困難ではないかと危惧している。大阪市課題として要員課題も含めて抜本的に改善する必要があると支部は考えるが所属の考え方を示されたい。

来年度も臨時福祉給付金事業が実施され、引き続き臨時的任用職員のみの対応となるとのことだが、現場混乱を招かないよう所属の責任ある対応を求めておく。

申入れ交渉の際、保険年金窓口業務委託の検討は行っていないとされたが、来年度以降、検討がなされる場合は、職員の勤務労働条件に当然影響が生じるので年度途中であっても支部と協議を行うよう丁寧な対応を求めておく。

マイナンバーに関わるカード発行業務について、本年2月から業務委託されているがその全てが 委託されたわけでなく依然直営でしなければならない業務も残っている。4月から9月まで臨任配 置がされるということであるが、10月以降の取り扱いも含め、適切な業務執行体制となるよう所 属の丁寧な対応を求めておきたい。

区役所における職員の適正配置について、現在、区長会や関係局において検討が進められていると聞き及んでいる。仮に区役所職員総数が変わらない中での適正配置は、区役所「間」での「要員数の綱引き」といった状況を招くこととなり、現場混乱をきたす恐れがあると言わざるを得ない。本来の要員配置の考え方としては、あるべき「仕事と人の関係」について緻密な検証を積み上げ、「必要な市民サービス」に的確に対応した業務執行体制を構築するものである。いずれにしろ、適正配置の課題については結果次第では区役所の業務執行体制に大きな影響を及ぼすものであるのことから、時期を逸さない適宜の情報提供など所属の丁寧な対応を求めるものである。

メンタルヘルスの課題であるが、メンタル不調発生率の高い職場は、民間では優良な組織とは言えないものと認識しており、公務職場も例外でないと考える。良質な公共サービスの担い手は人であり、安全衛生委員会等を通じた実効性のある取り組みを模索するのはもちろんのこと"働く人"を大切にする職場風土づくりに向けた所属の責任ある対応を強く求めておく。

以上、各課題にかかる支部の考え方を述べたが、所属の現時点での考え方を示されたい。

(所属②)

ただいま、支部から数点にわたる指摘を受けたところである。

選挙事務執行体制については、平成 29 年度には選挙執行は予定されていないが、選挙事務の重要性は所属としても十分認識しているところであり、期日前投票を含めた投開票事務について、関

係局と調整しながら円滑に実施できるよう所属として責任をもって対応してまいりたい。

人件費の区への移管については、市民局と連携を図りながら業務が円滑に遂行するよう責任を持って対処してまいりたい。

大規模災害時における職員派遣については、昨年の熊本地震において当区からも4名の職員が現地派遣に協力いただき大変感謝しているところであり、今後、大規模災害が発生した際には、関係局と十分に連携を図りながら、派遣職員の安全面や勤務労働条件の確保はもちろんのこと、派遣元の職場においても業務に支障が生じないよう配慮してまいりたい。

待機児童解消に向けた新たな対策については、庁舎管理上の問題や職場環境の変化、職員の勤務 労働条件など、関係局と調整しながら所属として丁寧かつ必要な対応を行ってまいりたい。

福祉五法現場における行政ニーズの増加等については、所属としても認識しているところであり、制度改正や虐待防止・DV関連など市全体として対応しなければならない課題も多く、大阪市課題として関係局の動きを慎重に見極めてまいりたい。

臨時福祉給付金事業については、引き続き現場混乱を招かないよう責任ある対応を行ってまいりたい。

保険年金窓口業務委託については、来年度に実施する予定はないが、新たな展開により、職員の 勤務労働条件に変更が生じる場合は、交渉事項として誠意をもって対応してまいりたい。

マイナンバーに関わるカード発行業務については、4月から9月まで臨任1名の配置が予定されており、10月以降についても、関係局と連携しながら適切な業務執行体制となるよう対応してまいりたい。

区役所における職員の適正配置については、区長会での論議・検討状況を注視し、適切に対応してまいりたい。

メンタルヘルスの課題については、安全衛生委員会等を通じて取り組みを模索するととともに、 風通しのよい職場環境づくりに向け、誠意をもって努めてまいりたい。

以上、支部からの課題に対する考え方をお示しする。ただし、施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであり、それに伴い職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えているので、よろしくお願いしたい。

(支部③)

現時点での所属の考え方が示された。

この間、要員課題については、労働組合にとって厳しい内容であっても「仕事と人」の関係整理を基本に、真摯な労使交渉・協議を通じ事務事業の見直しも含めて労使決着を行ってきたところである。従って「事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編については、管理運営事項であり交渉事項ではない」としている所属の姿勢については、我々として納得出来るものではない。

また、生活保護職場や福祉五法関連職場にかかる勤務労働条件について、大阪市として取り扱う

課題もあることから支部一所属交渉に限界が生じているのもまぎれもない事実である。

そのうえで、本日の所属回答は、単に執行体制構築にかかる「結果」について述べられたのみであり「適切な仕事と人の関係を精緻に検証・検討し、必要な要員を配置」するために支部・所属で判断に至る十分な情報提供や協議が行われたとは言い難い。しかしながら、新年度が目前に迫り、本日の回答が所属としての最終回答であるとするならば、一旦受け止めることとする。

繰り返すが、現場における業務執行をスムーズに進めるためには、労使による充分な意思疎通が 前提である。また、職場における業務の遂行は、超過勤務の増加や、サービス超勤の上に成り立た せるものでは当然になく、所属として責任ある対応を求めるとともに、支部としても引き続き職員 の勤務実態について検証を進めていくこととする。

いずれにしても 2017 年度要員問題については、引き続き取り組む課題があるものと認識しており、年度当初の勤務労働条件に比べて影響を与える事態が生じた場合は、我々の指摘に対して誠意をもって対応することを強く要請し、本日の交渉を終えることとする。